

平成29年度 国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)の概要

(総括表)

歳 入		歳 出	
補正額合計 3,802 千円		補正額合計 3,802 千円	
主 な 内 容		主 な 内 容	
	千円		千円
療養給付費等交付金	3,400	職員手当等	1,900
前期高齢者交付金	1,917	国・都支出金等返納金	1,623
財政調整交付金	403	保険税還付金	430
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	740	給付等システム改修委託料	571
特定健康診査等負担金(国)	750	前期高齢者納付金	37
特定健康診査等負担金(都)	750	印刷製本費(資格事務費)	1,741
療養給付費等負担金	2,147	後期高齢者支援金	2,822
その他一般会計繰入金	4,329	介護納付金	3,924

補正後の予算規模

補正前予算額	8,797,324 千円
1号補正額	3,802 千円
1号補正後の予算額	8,793,522 千円

(歳入)

(単位:千円)

款	説 明	補 正 額	備 考	歳出
3 国庫支出金		3,637		
	療養給付費等負担金		2,147 納付金等の変更に伴い減 1,479,461 1,477,314	有
	特定健康診査等負担金(国)		750 収入見込み額による(都負担金と同額) 13,680 12,930	有
	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金		740 交付決定額等による 16,071 15,331	有
4 療養給付費等交付金		3,400		
	療養給付費等交付金		3,400 変更交付決定による 81,289 84,689	有
5 前期高齢者交付金		1,917		
	前期高齢者交付金		1,917 支払基金からの通知による 1,587,811 1,589,728	
6 都支出金		1,153		
	特定健康診査等負担金(都)		750 収入実績額による 13,680 12,930	有
	財政調整交付金		403 納付金等の変更に伴い減 372,399 371,996	有
9 繰入金		4,329		
	その他一般会計繰入金		4,329 財源調整 934,012 929,683	
歳 入 合 計		3,802		

(歳出)

(単位:千円)

款	説 明	補 正 額	備 考	歳入
1 総務費		854		
	職員手当等	1,900	職員構成の変動等による 21,114 23,014	
	(うち期末手当)	(236)	3,084 13,320	
	(うち住居手当)	(150)	0 150	
	(うち通勤手当)	(96)	494 590	
	(うち時間外手当)	(1,418)	1,463 2,881 支出実績からの見込みによる	
	共済費	305	職員構成の変動等による 9,310 9,615	
	印刷製本費(資格事務費)	1,741	契約差金 5,567 3,826	
	給付等システム改修委託料	571	広域化に伴う事業報告内容の変更に対応するため改修 378 949	
	手数料(課税事務費)	181	契約差金 669 488	
3 後期高齢者支援金等		2,822		
	後期高齢者支援金	2,822	支払基金からの通知による 977,272 974,450 後期高齢者納付金の減	有
4 前期高齢者納付金等		37		
	前期高齢者納付金	37	支払基金からの通知による 3,463 3,500 前期高齢者納付金の増	
6 介護納付金		3,924		
	介護納付金	3,924	支払基金からの通知による 419,970 416,046	有
10 諸支出金		2,053		
	保険税還付金	430	決算見込みによる 12,480 12,910 直近の決算状況より	
	国・都支出金等返納金	1,623	返納金確定による 1 1,624 平成28年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金(都・国)返納額	
歳 出 合 計		3,802		

国民健康保険特別会計

	返還額(円)	返還期限	受入額	交付決定額
	1,624,000			
国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金返還金	812,000	3月	13,282,000	12,470,000
国民健康保険特定健康診査・保健指導都負担金返還金	812,000	3月	13,282,000	12,470,000
	0			
合計	1,624,000			
1号まで	0			
累計	(1,624)千円			

1.補正予算額

歳入・歳出総額3,802千円の減額補正 (予算総額:8,797,324千円 8,793,522千円)

2.補正予算のポイントについて

- 歳入
・歳出の減に連動した国・都支出金の減、通知等による交付額の決定
- 歳出
・職員構成の変動による人件費の補正
・通知等により支出額が確定した負担金等につき、差額分を補正する。

3.歳入歳出の主な内容

歳入 主な内容(千円) 3,802

療養給付費等負担金(国)	<u>2,147</u>
財政調整交付金(都)	<u>403</u>
後期高齢者支援金、介護納付金の減を受けて減。	
特定健康診査等負担金(国)	<u>750</u>
特定健康診査等負担金(都)	<u>750</u>
都の収入実績に合わせ、国負担金分も補正する。	
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	<u>740</u>
交付額の通知による。	
療養給付費等交付金	<u>3,400</u>
変更交付決定による増。	
前期高齢者交付金	<u>1,917</u>
交付額の通知による。	
その他一般会計繰入金	<u>4,329</u>
財源調整により減。	

歳出 主な内容(千円) 3,802

職員手当等	<u>1,900</u>
共済費	<u>305</u>
当初予算時は再任用職員1名で計算されていたものが正職員となったため、 期末手当及び共済費に変動があった。その他時間外の増等による。	
印刷製本費(資格事務費)	<u>1,741</u>
手数料(課税事務費)	<u>181</u>
契約差金。	
給付等システム改修委託料	<u>571</u>
広域化に伴い変更となる事業報告書の新規追加項目について 国保システムで集計・出力可能となるよう改修を行うもの。	
後期高齢者支援金	<u>2,822</u>
前期高齢者納付金	<u>37</u>
介護納付金	<u>3,924</u>
納付金額の確定により、差額を補正するもの。	
保険税還付金	<u>430</u>
10月末までの支出見込みと、近年の支出実績から決算を見込んだもの。	
国・都支出金返納金	<u>1,623</u>
返納額の確定により計上する。特定健診・保健指導負担金(国・都)返還金。	

平成29年12月27日
平成29年度
第3回運営協議会
資料 1 - 3

平成29年度

国立市国民健康保険特別会計
補正予算(第1号)

平成 2 9 年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度国立市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,802 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,793,522 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

東京都国立市長 永見理夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前額	補正額	補正後額
3. 国庫支出金		1,639,005	△3,637	1,635,368
	1. 国庫負担金	1,539,774	△2,897	1,536,877
	2. 国庫補助金	99,231	△740	98,491
4. 療養給付費等交付金		81,290	3,400	84,690
	1. 療養給付費等交付金	81,290	3,400	84,690
5. 前期高齢者交付金		1,587,812	1,917	1,589,729
	1. 前期高齢者交付金	1,587,812	1,917	1,589,729
6. 都支出金		516,157	△1,153	515,004
	1. 都負担金	60,312	△750	59,562
	2. 都補助金	455,845	△403	455,442
9. 繰入金		1,294,347	△4,329	1,290,018
	1. 一般会計繰入金	1,294,347	△4,329	1,290,018
歳入	合計	8,797,324	△3,802	8,793,522

歳 出

款	項	補正前額	補正額	補正後額
1. 総務費		112,432	854	113,286
	1. 総務管理費	101,401	1,035	102,436
	2. 徴税費	11,031	△181	10,850
3. 後期高齢者支援金等		977,366	△2,822	974,544
	1. 後期高齢者支援金等	977,366	△2,822	974,544
4. 前期高齢者納付金等		3,531	37	3,568
	1. 前期高齢者納付金等	3,531	37	3,568
6. 介護納付金		419,970	△3,924	416,046
	1. 介護納付金	419,970	△3,924	416,046
10. 諸支出金		12,481	2,053	14,534
	1. 償還金及び還付金	12,481	2,053	14,534
歳 出 合 計		8,797,324	△3,802	8,793,522

平成 2 9 年度

国立市国民健康保険特別会計
補正予算（第 1 号）説明書

1. 総括
(歳入)

I . 歳入歳出予算

款	項
3. 国庫支出金	1. 国庫負担金
	2. 国庫補助金
4. 療養給付費等交付金	1. 療養給付費等交付金
5. 前期高齢者交付金	1. 前期高齢者交付金
6. 都支出金	1. 都負担金
	2. 都補助金
9. 繰入金	1. 一般会計繰入金
歳 入	合 計

事項別明細書

補 正 前 額	補 正 額	補 正 後 額
1,639,005 千円	△3,637 千円	1,635,368 千円
1,539,774	△2,897	1,536,877
99,231	△740	98,491
81,290	3,400	84,690
81,290	3,400	84,690
1,587,812	1,917	1,589,729
1,587,812	1,917	1,589,729
516,157	△1,153	515,004
60,312	△750	59,562
455,845	△403	455,442
1,294,347	△4,329	1,290,018
1,294,347	△4,329	1,290,018
8,797,324	△3,802	8,793,522

(歳 出)

款	項	補 正 前 額	補 正 額
1. 総務費		千円 112,432	千円 854
	1. 総務管理費	101,401	1,035
	2. 徴税費	11,031	△181
2. 保険給付費		5,085,839	0
	1. 療養諸費	4,409,535	0
	2. 高額療養費	631,249	0
3. 後期高齢者支援金等		977,366	△2,822
	1. 後期高齢者支援金等	977,366	△2,822
4. 前期高齢者納付金等		3,531	37
	1. 前期高齢者納付金等	3,531	37
6. 介護納付金		419,970	△3,924
	1. 介護納付金	419,970	△3,924
8. 保健事業費		100,896	0
	1. 特定健康診査等事業費	79,895	0
10. 諸支出金		12,481	2,053
	1. 償還金及び還付金	12,481	2,053
歳 出 合 計		8,797,324	△3,802

補正後額	補正予算額の財源内訳				
	特定財源				一般財源
	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円
113,286	△740				1,594
102,436	△740				1,775
10,850					△181
5,085,839	12	2		5,317	△5,331
4,409,535	12	2		4,614	△4,628
631,249				703	△703
974,544	△903	△169			△1,750
974,544	△903	△169			△1,750
3,568					37
3,568					37
416,046	△1,256	△236			△2,432
416,046	△1,256	△236			△2,432
100,896	△750	△750			1,500
79,895	△750	△750			1,500
14,534					2,053
14,534					2,053
8,793,522	△3,637	△1,153		5,317	△4,329

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

科		目	補正前額	補正額	補正後額
款	項	目			
			千円	千円	千円
3.	国庫支出金		1,639,005	△3,637	1,635,368
	1.	国庫負担金	1,539,774	△2,897	1,536,877
		1. 療養給付費等負担金	1,479,462	△2,147	1,477,315
		3. 特定健康診査等負担金	13,680	△750	12,930
	2.	国庫補助金	99,231	△740	98,491
		7. 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	16,071	△740	15,331
4.	療養給付費等交付金		81,290	3,400	84,690
	1.	療養給付費等交付金	81,290	3,400	84,690
		1. 療養給付費等交付金	81,290	3,400	84,690
5.	前期高齢者交付金		1,587,812	1,917	1,589,729
	1.	前期高齢者交付金	1,587,812	1,917	1,589,729
		1. 前期高齢者交付金	1,587,812	1,917	1,589,729
6.	都支出金		516,157	△1,153	515,004
	1.	都負担金	60,312	△750	59,562
		2. 特定健康診査等負担金	13,680	△750	12,930
	2.	都補助金	455,845	△403	455,442
		2. 財政調整交付金	372,399	△403	371,996
9.	繰入金		1,294,347	△4,329	1,290,018
	1.	一般会計繰入金	1,294,347	△4,329	1,290,018
		1. 一般会計繰入金	1,294,347	△4,329	1,290,018
	歳入合計		8,797,324	△3,802	8,793,522

節		説	明
区 分	補 正 額 (補正後額)		
	千円		千円
1. 現年度療養給付費等負担金	△2,147 (1,477,314)	1. 一般分 2. 後期高齢者分 3. 介護分	12 △903 △1,256
1. 特定健康診査等負担金	△750 (12,930)	1. 特定健康診査等負担金	△750
1. 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	△740 (15,331)	1. 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	△740
1. 現年度療養給付費交付金	3,400 (84,689)	1. 現年度退職被保険者等療養給付費交付金	3,400
1. 前期高齢者交付金	1,917 (1,589,729)	1. 前期高齢者交付金	1,917
1. 特定健康診査等負担金	△750 (12,930)	1. 特定健康診査等負担金	△750
1. 財政調整交付金	△403 (371,996)	1. 財政調整交付金	△403
4. その他一般会計繰入金	△4,329 (929,683)	1. その他一般会計繰入金	△4,329

(款) 9. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

科 目		(補正前額)	補正予算額の財源内訳				一般財源
款	項	補正額	特 定 財 源				
		(補正後額)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
	1. 総務費	千円 (112,432) 854 (113,286)	千円 △740	千円	千円	千円	千円 1,594
	1. 総務管理費	(101,401) 1,035 (102,436)	△740				1,775
	1. 一般管理費	(99,378) 1,035 (100,413)	△740				1,775
							2,205
							△1,741
							571
			△740				740
	2. 徴税费	(11,031) △181 (10,850)					△181
	1. 賦課徴収費	(11,031) △181 (10,850)					△181
							△181

節		説明	明
区分	補正額 (補正後額)		
	千円		千円
3. 職員手当等	1,900 (23,014)		
4. 共済費	305 (9,615)	1. 職員人件費等 【健康増進課】	<1500100> 2,205
11. 需用費	△1,741 (4,704)	(3. 職員手当等)	(1,900)
13. 委託料	571 (17,469)	2. 職員手当 期末手当	1,900
		時間外勤務手当	236
		住居手当	1,418
		通勤手当	150
		(4. 共済費)	(305)
		1. 共済組合等負担金	305
		共済組合負担金 9人	305
		2. 資格事務費 【健康増進課】	<1500200> △1,741
		(11. 需用費)	(△1,741)
		4. 印刷製本費	△1,741
		3. 給付事務費 【健康増進課】	<1500300> 571
		(13. 委託料)	(571)
		17. システム業務等	571
		給付等システム改修委託料	571
		4. 広域化準備事業費 【健康増進課】	<1500450> 0
12. 役務費	△181 (4,297)		
		1. 課税事務費 【健康増進課】	<1500800> △181
		(12. 役務費)	(△181)
		3. 手数料	△181

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

科 目		(補正前額)	補正予算額の財源内訳						
款	項	目	補正額	特 定 財 源				一般財源	
			(補正後額)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2.	保険給付費		(5,085,839) 0 (5,085,839)	12	2		5,317	△5,331	
	1.	療養諸費	(4,409,535) 0 (4,409,535)	12	2		4,614	△4,628	
		1.	一般被保険者療養 給付費	(4,246,445) 0 (4,246,445)	12	2		1,651	△1,665
				12	2		1,651	△1,665	
		2.	退職被保険者等療 養給付費	(73,725) 0 (73,725)				2,889	△2,889
							2,889	△2,889	
		3.	一般被保険者療養 費	(65,316) 0 (65,316)				25	△25
							25	△25	
		4.	退職被保険者等療 養費	(1,246) 0 (1,246)				49	△49
							49	△49	
	2.	高額療養費	(631,249) 0 (631,249)				703	△703	
		1.	一般被保険者高額 療養費	(617,652) 0 (617,652)				240	△240
							240	△240	
		2.	退職被保険者等高 額療養費	(11,597) 0 (11,597)				454	△454
							454	△454	
		3.	一般被保険者高額 介護合算療養費	(1,800) 0 (1,800)				1	△1
							1	△1	
		4.	退職被保険者等高 額介護合算療養費	(200) 0 (200)				8	△8

節		説明	千円
区分	補正額 (補正後額)		
		1. 一般被保険者療養給付費 【健康増進課】 <1501100>	0
		1. 退職被保険者等療養給付費 【健康増進課】 <1501200>	0
		1. 一般被保険者療養費 【健康増進課】 <1501300>	0
		1. 退職被保険者等療養費 【健康増進課】 <1501400>	0
		1. 一般被保険者高額療養費 【健康増進課】 <1501600>	0
		1. 退職被保険者等高額療養費 【健康増進課】 <1501700>	0
		1. 一般被保険者高額介護合算療養費 【健康増進課】 <1501800>	0

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 高額療養費

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 高額療養費

科 目			(補正前額)	補正予算額の財源内訳				
款	項	目	補正額	特 定 財 源				一般財源
			(補正後額)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
		(4. 退職被保険者等高額介護合算療養費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
							8	△8

節		説明	千円
区分	補正額 (補正後額)		
	千円	1. 退職被保険者等高額介護合算療養費 【健康増進課】 <1501900>	0

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 高額療養費

(款) 3. 後期高齢者支援金等

(項) 1. 後期高齢者支援金等

科 目			(補正前額)	補正予算額の財源内訳				
款	項	目	補正額	特 定 財 源				一般財源
			(補正後額)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
	3.	後期高齢者支援金等	(977,366) △2,822 (974,544)	△903	△169			△1,750
	1.	後期高齢者支援金等	(977,366) △2,822 (974,544)	△903	△169			△1,750
		1. 後期高齢者支援金	(977,272) △2,822 (974,450)	△903	△169			△1,750
				△903	△169			△1,750

節		説明
区分	補正額 (補正後額)	
	千円	千円
19. 負担金、補助及び交付金	△2,822 (974,450)	
		1. 後期高齢者支援費 【健康増進課】 <1502500> <u>△2,822</u> (19. 負担金、補助及び交付金) (△2,822) 6. 負担金 (その他) △2,822 後期高齢者支援金 △2,822

(款) 3. 後期高齢者支援金等

(項) 1. 後期高齢者支援金等

(款) 4. 前期高齢者納付金等

(項) 1. 前期高齢者納付金等

科 目			(補正前額)	補正予算額の財源内訳				
款	項	目	補正額	特 定 財 源				一般財源
			(補正後額)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
4.		前期高齢者納付金等	(3,531)					37
	1.	前期高齢者納付金等	37					
			(3,568)					
		1. 前期高齢者納付金等	(3,531)					37
			37					
			(3,568)					
		1. 前期高齢者納付金	(3,463)					37
			37					
			(3,500)					
								37

節		説明	千円
区分	補正額 (補正後額)		
19. 負担金、補助及び交付金	37 (3,500)		
		1. 前期高齢者納付費 【健康増進課】 <1502700>	37
		(19. 負担金、補助及び交付金)	(37)
		6. 負担金 (その他)	37
		前期高齢者納付金	37

(款) 4. 前期高齢者納付金等

(項) 1. 前期高齢者納付金等

(款) 6. 介護納付金

(項) 1. 介護納付金

科 目			(補正前額)	補正予算額の財源内訳				
款	項	目	補正額	特 定 財 源				一般財源
			(補正後額)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
6.	介護納付金		(419,970) △3,924 (416,046)	△1,256	△236			△2,432
	1.	介護納付金	(419,970) △3,924 (416,046)	△1,256	△236			△2,432
		1.	介護納付金	(419,970) △3,924 (416,046)	△1,256	△236		△2,432
				△1,256	△236			△2,432

節		説明
区分	補正額 (補正後額)	
	千円	千円
19. 負担金、補助及び交付金	△3,924 (416,046)	
		1. 介護納付費 【健康増進課】 <1503000> <u>△3,924</u> (19. 負担金、補助及び交付金) (△3,924) 6. 負担金 (その他) △3,924 介護納付金 △3,924

(款) 6. 介護納付金

(項) 1. 介護納付金

(款) 8. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

科 目			(補正前額)	補正予算額の財源内訳				
款	項	目	補正額	特 定 財 源				一般財源
			(補正後額)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
8.	保健事業費		(100,896)	△750	△750			1,500
			0					
			(100,896)					
	1.	特定健康診査等事業費	(79,895)	△750	△750			1,500
			0					
			(79,895)					
		1.	(79,895)	△750	△750			1,500
		特定健康診査等事業費	0					
			(79,895)					
				△750	△750			1,500

節		説明
区分	補正額 (補正後額)	
	千円	千円
		1. 特定健康診査等費 【健康増進課】 <1503600> 0

(款) 8. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

(款) 10. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

科 目			(補正前額)	補正予算額の財源内訳				
款	項	目	補正額	特 定 財 源				一般財源
			(補正後額)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
10.	諸支出金		(12,481)					2,053
	1.	償還金及び還付金	(14,534)					2,053
		1.	(12,481)					2,053
		1.	(14,534)					430
			(12,481)					1,623
			(14,534)					
	歳 出 合 計		(8,797,324)	△3,637	△1,153		5,317	△4,329
			△3,802					
			(8,793,522)					

節		説明	千円
区分	補正額 (補正後額)		
23. 償還金、利子及び割引料	2,053 (14,534)		
		1. 償還金及び還付金に係る経費 【健康増進課】 <1503900> <u>430</u> (23. 償還金、利子及び割引料) (430) 5. 還付金 430 2. 国・都支出金等返納金に係る経費 【健康増進課】 <1504000> <u>1,623</u> (23. 償還金、利子及び割引料) (1,623) 6. 返還金 1,623	

(款) 10. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

・ 給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)	
補 正 後	9		30,655	23,014	53,669	9,615
補 正 前	9		30,655	21,114	51,769	9,310
比 較	0		0	1,900	1,900	305

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
		補 正 後	402	4,791	150	880
	補 正 前	402	4,791	0	880	1,463
	比 較	0	0	150	0	1,418

合 計 (千円)	備 考
63,284	
61,079	
2,205	

特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)
	590	13,320		
	494	13,084		
	96	236		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	
			(千円)
給 料		給与改定に伴う増減分	
		普通昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当	1,900	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	1,900

説 明	備 考
職員構成等の変動による増減分 1,900 千円	

国民健康保険制度改革

(国保都道府県化)について

平成29年度第1回、第2回東京都国民健康保険運営協議会資料(一部抜粋)

改革後の国保の運営に係る都道府県と区市町村それぞれの役割

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の区市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、区市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	区市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 区市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払い ・ 区市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の決定 ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	区市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

国保運営方針(案)の概要

第1章 方針策定の趣旨

○策定の目的

平成30年度からの新たな国保制度において、都と区市町村が一体となり、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営並びに区市町村が担う国保事業の広域化・効率的を推進する。

○根拠 国民健康保険法第82条の2

○対象期間 平成30年4月～平成33年3月

第2章 国民健康保険制度の意義と保険者が果たすべき役割

- ・国保制度は、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度である * 文言を修正
- ・保険者である都道府県及び区市町村は、国保制度の安定的な運営の確保及び被保険者の健康保持に向けて取り組む

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

○被保険者の概況

- ・被保険者数、年齢・職業構成、異動状況 等

○医療費の動向

- ・一人当たり医療費の状況 等

○財政状況・医療費と財政の将来の見通し

- ・収支状況、法定外一般会計繰入等の状況 * 保険料水準の比較について、標準化指数を用いて記載
- ・医療費の将来の見通し * 推計医療費・一人当たり推計医療費の記載を追加

○財政収支の改善に係る基本的な考え方

- ・解消・削減すべき赤字（決算補填等を目的とする法定外繰入等）の計画的・段階的な解消の取組が必要

○赤字解消・削減の取組

- ・解消・削減すべき「赤字」は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の計
- ・赤字の解消・削減に当たっては、区市町村それぞれの事情を勘案し、医療費適正化や収納率向上に取り組むとともに、計画的な保険料（税）見直しが必要
- ・国が定める「赤字市町村」に該当する区市町村は、「区市町村国保財政健全化計画」を策定し、赤字解消の目標年次を定めた上で、医療費適正化、適正な保険料（税）率の設定等、赤字削減に資する取組を実施
- ・都は区市町村とともに、解消・削減すべき赤字要因分析や対策の整理を行い、必要な助言を実施

○財政安定化基金の運用

- ・貸付、交付の要件等

第4章 区市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

○保険料(税)の概要

- ・ 賦課状況、賦課方式、賦課割合、一人当たり保険料(税) 等

* モデル世帯の設定を変更（所得500万円→旧ただし書き所得250万円 等）

○納付金及び標準保険料率の基本的考え方

- ・ 将来的には保険料水準の平準化を目指していくが、都内区市町村では医療費水準や保険料(税) 収納率の差異が大きいため、直ちに統一の保険料水準を目指すのは困難
- ・ 今後、医療費適正化や収納率向上を推進し、保険料水準の平準化を図る

○納付金の算定方法

- ・ 医療費反映係数は1とし、年齢調整後の医療費指数を全て反映
- ・ 所得係数は都の所得水準に応じた値とする

○激変緩和措置

- ・ 「各区市町村の1人あたり納付金」が一定割合（都平均+1.0%）を超えて増加する場合、都繰入金、国の暫定措置及び特例基金を活用し、激変緩和を行う * 国から交付される特定基金の正確な規模が未確定であるため、記載を修正

○標準的な保険料算定方式

- ・ 区市町村において採用されている方式を勘案し、二方式とする
- ・ 各区市町村の応能割と応益割は「当該区市町村の所得係数：1」として算定する

○標準的な収納率

- ・ 区市町村ごとに直近の収納率実績を用いて毎年度設定する

第5章 区市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

○区市町村の状況

- ・ 収納率、滞納世帯の状況、収納対策の状況 等

○目標収納率

- ・ 全国平均の収納率を目指すこととし、現年分について区市町村規模別に設定
 - * 全区市町村の平均収納率ではなく、区市町村規模別の全国平均収納率を目指すこととした目標設定に修正

○収納率向上対策の推進

- ・ 国保制度の維持及び被保険者間の負担の公平性の確保の観点から、保険料(税)の確保は重要であり、区市町村は被保険者の状況に応じて保険料の分割納付を案内するなど、きめ細かく対応する。
- ・ 都はテーマ別研修の実施、徴収指導員による実地支援、都繰入金の交付等により支援

第6章 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

○レセプト点検の充実強化

- ・ 区市町村における実施状況
- ・ 都は、専門指導員による説明や助言、都繰入金の交付により支援

○療養費(柔道整復、あはき、海外)の支給適正化

- ・ 区市町村の支給状況
- ・ 都は、講習会の実施、都繰入金の交付等による支援、不正事案に係る情報提供等を実施

○第三者行為に係る求償事務等の取組強化

- ・ 区市町村の取組状況
- ・ 都は、国保連等と連携した助言・情報提供、第三者直接求償の取組推進等を実施

○保険者間調整の普及・促進に関する取組の推進

- ・ 資格喪失後受診における返還金の保険者間調整の促進

○高額療養費の多数回該当の取扱い

- ・ 区市町村をまたがる住所異動における高額療養費の多数回該当の通算の判定基準
- ・ 区市町村における統一的な運用に向けた都の取組 ※随時相談に応じていく旨を追記

○都道府県による保険給付の点検、事後調整(改正国保法第75条の3～第75条の6)

- ・ 同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等の点検
- ・ 大規模な不正請求事案に係る返還金の一括徴収 等

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

○特定健診・特定保健指導実施率の向上

- ・区市町村における実施状況
- ・都は実施率向上に向け、先進事例の情報提供、都繰入金による支援等

○データヘルス計画の策定及び推進

- ・区市町村の策定状況
- ・都は計画策定の推進に向け、国保データベース（KDB）活用等につき必要な助言を実施

* 都が引き続き保健事業支援・評価委員会（都国保連合会に設置）に参画し、区市町村への助言を行うとの記載を追加

○糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進

- ・「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定
- ・都は糖尿病対策推進会議等の関係機関と連携し、地域における取組状況や課題について情報共有し検討

○加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組

- ・医療費通知、重複服薬・重複投薬への訪問指導の実施状況
- ・都は適正受診・適正服薬を促す取組の充実に向け、都繰入金による支援や関係団体との連携による普及啓発等の促進等を実施

○後発医薬品の使用促進について

- ・差額通知の実施状況
- ・都は使用促進に向け、後発医薬品使用希望カード等の配布に係る助言、差額通知等の取組に対する都繰入金の交付等を実施

第8章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

○事務の標準化

- ・被保険者証の様式の統一
- ・事務処理基準の統一
窓口対応（委任状、本人確認書類の取扱い等）、被保険者証の発行基準（即日交付の条件等）、外国人の被保険者証の有効期間 等

○事務の効率化に向けた検討

- ・医療費通知の統一的実施等につき順次実施、検討を進める

第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

○保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携

- ・都の取組 国保部門と保健医療部門等の連携推進 等
- ・区市町村の取組 地域包括ケアに関する会議体・地域ネットワークへの国保部門の参画 等

○国保データベース(KDB)システム等情報基盤の活用

第10章 施策の実施のために必要な都及び区市町村間の連絡調整等

○国保連携会議の開催

- ・ 連携会議を開催し、運営方針に関する事項等を検討

* 制度改革後も都と区市町村が共通の課題を検討・調整していくことの重要性等について、記載を追加

○広報・普及啓発活動

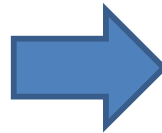
- ・ 被保険者に向けた広域的な普及啓発等、医療費適正化の取組に係る関係団体への協力依頼等を実施

平成30年度仮係数に基づく納付金等の算定結果

○ 納付金必要額

■29年度ベースでの試算

医療給付費 8,379億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額 ※一般分			
後期 支援金 1,798億円				3,502 億円	2,659 億円	4,768 億円
介護 納付金 752億円						



■30年度仮係数による算定

医療給付費 8,444億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額 ※一般分			
後期 支援金 1,719億円				3,593 億円	2,587 億円	4,684 億円
介護 納付金 701億円						

○前回試算からの主な変更点

(1) 29年度試算から30年度の算定に変更

- ・医療給付費等の推計を29年度から30年度に変更

(2) 公費拡充分の変更

- ・前回試算時の全国1,200億円（都分109億円）の反映から、全国1,500億円（都分154億円）に変更

平成30年度の公費について

○ 新制度への移行に伴い、国は現行の定率国庫負担金等(全国:3兆552億円)に加えて、1,700億円の公費を拡充

総額 1,700億円 (全国)

前回試算
全国反映額
1,200億円

前回試算
都反映額
109億円※

今回算定
全国反映額
1,500億円

今回算定
都反映額
154億円※

○財政調整機能の強化

- 調整交付金を実質的に増額
- 激変緩和のための暫定措置
- 自治体の責めによらない要因
(精神疾患の被保険者が多いこと等)
による医療費増・負担への対応

【800億円程度】

650億円

40億円

650億円

41億円

○保険者努力支援制度

- 医療費の適正化に向けた取組等を支援

【800億円程度】

500億円
(別途、特別調整
交付金より200億
円程度拡充)

62億円

800億円
(別途、特別調整
交付金より200億
円程度拡充)

106億円

○特別高額医療費共同事業 【数十億円程度】

60億円

7億円
うち、拡充分4億円

60億円

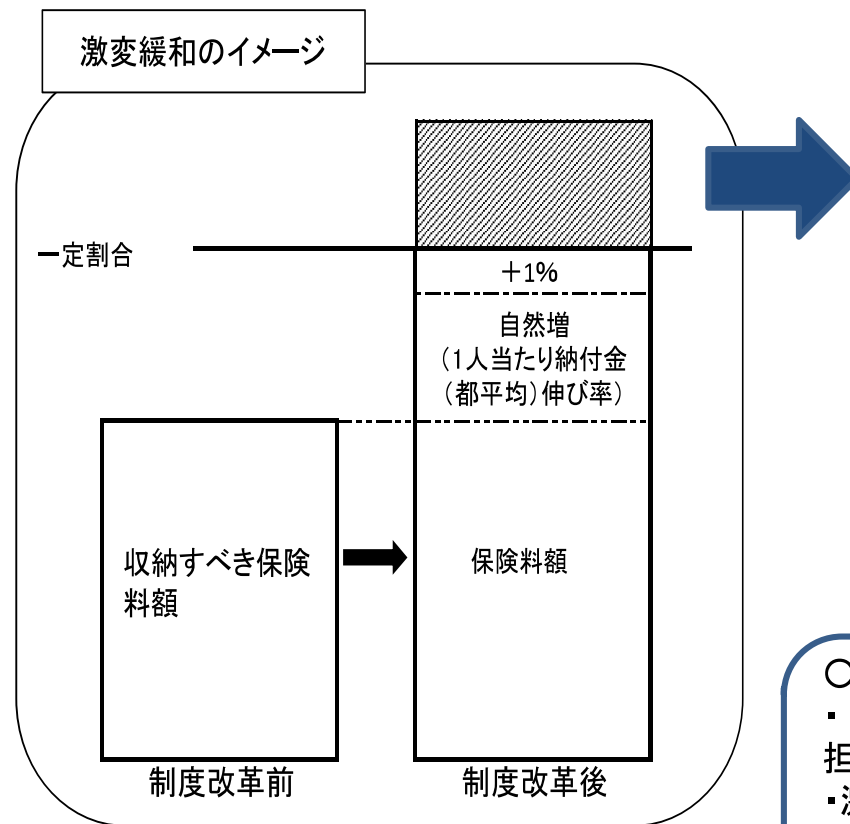
7億円
うち、拡充分4億円

※ 公費拡充に加え、既存の国庫補助も財源として活用

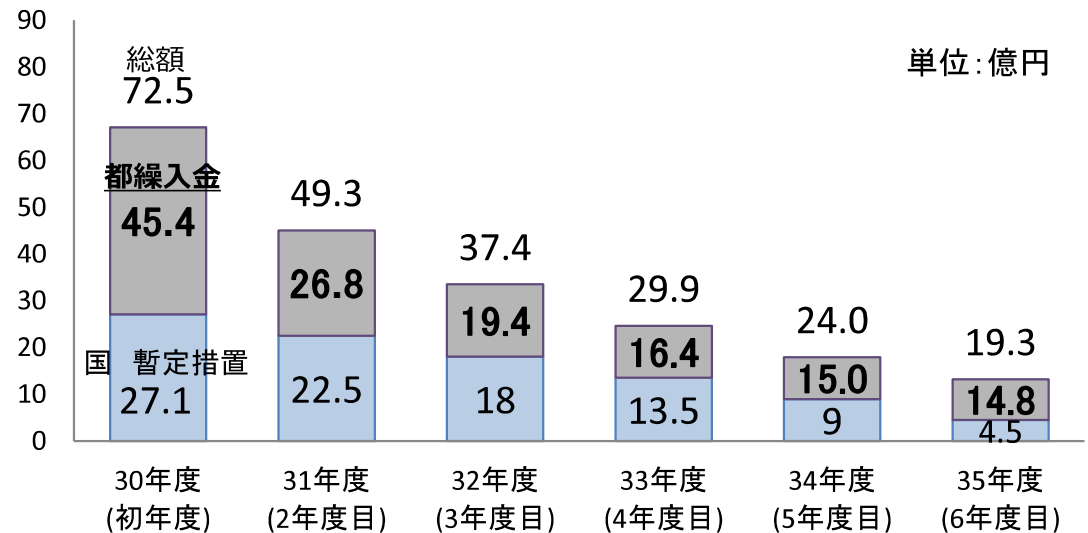
激変緩和措置について

- 新たな制度の仕組みでは、医療費水準や所得水準が高い区市町村が納付金を多く負担するため、一部の区市町村においては、被保険者の保険料が上昇する可能性がある。
- 被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、被保険者1人当たりの納付金伸び率が都平均を1%以上上回る区市町村に対して、国の公費と都の繰入金を活用して激変緩和を行う。

※ 法定外一般会計繰入分は、法定外一般会計繰入を実施していない区市町村との公平性の観点から激変緩和の対象外



自然増+1.0%の場合の激変緩和措置額の推移(6年間)



○ 基本的な考え方

- ・ 納付金の仕組み導入により保険料額が増加する場合には、被保険者の負担増をできる限り緩やかにさせていく。
- ・ 激変緩和用の財源のうち、特例基金(※1)の活用が6年で終了すること、激変緩和のための暫定措置も逡減する(※2)ことから、これらの措置終了後に激変が生じないように配慮する。

※1 国費の特例基金(全国で300億円・都分見込み30億円)により、都繰入金の一部を補填

※2 暫定措置は、27.1億円が6年間で逡減していくと仮定

一人当たり保険料の算定結果(激変緩和後)

○ 新たな仕組みを前提に、国の公費拡充を反映し、30年度仮係数に基づき1人当たり保険料を算定した。

☆ 年末に国から示される確定係数により再度算定する。

◆ 28年度収納すべき保険料額(法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料)との比較

30年度算定額 (A)	28年度収納すべき保険料額 (B)	伸び率 (A/B)	
		2年分	(参考) 単年度
152,511円	144,936円	105.2%	102.58%

- ・ 1人当たり給付費等の伸びを反映し、5.2% (単年度2.58%) の伸びとなっている。

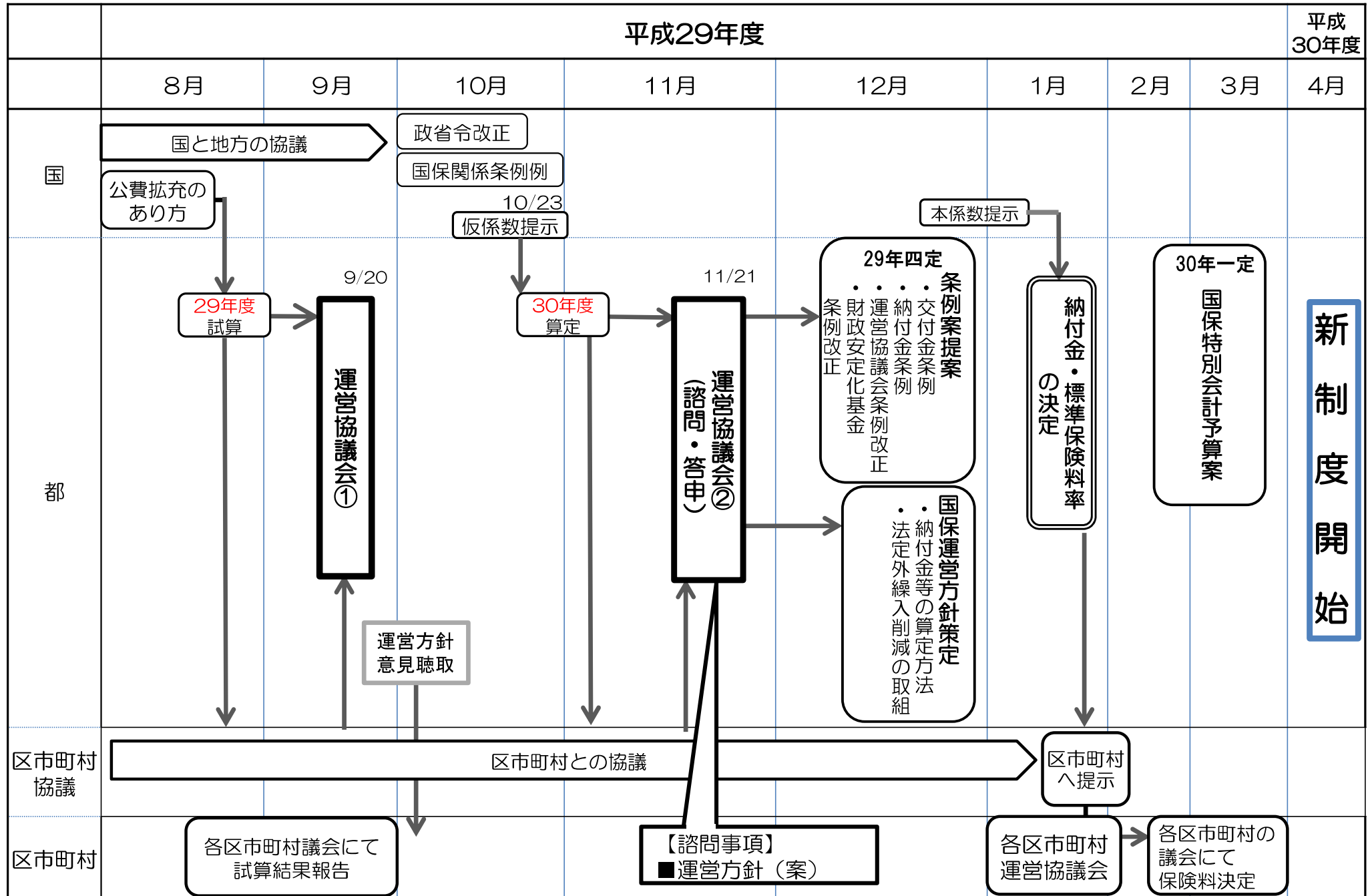
(参考)

◆ 28年度保険料額(現行の保険料相当額)との比較

30年度算定額 (A)	28年度保険料額 (C)	(伸び率 (A/C))	
		2年分	(参考) 単年度
152,511円	118,172円	129.1%	113.60%

- ・ 現在、区市町村は保険料軽減を目的に法定外一般会計繰入を行っている。
- ・ 保険料軽減後の28年度保険料額 (C)と比較すると、29.1%増となる。

国民健康保険制度改革 新制度に向けたスケジュール(案)



国立市の平成30年度仮係数に基づく納付金の算定結果について

1. 納付金総額及び保険税で賄う納付金額(一般分)

単位:円

	納付金総額 (A)	(A)のうち保険税で賄う 納付金額 (B)
平成29年度当初予算	2,531,151,000	2,373,015,000
平成30年度仮係数での試算	2,461,692,040	2,173,216,943
差	69,458,960	199,798,057

平成29年度当初予算の(A)欄は、当初予算のうち納付金に相当する費用で試算。

(B)欄は、(A)欄に充当可能な財源(例・基盤安定繰入金、国特別調整交付金、保険税滞納繰越分収納額等)を充てた残額となります。

また、(B)欄は、赤字繰入金を充てる前の金額となります。

2. 国立市の現行保険税率等と平成30年度仮係数時の標準保険税率等との比較

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
国立市の現行税率等	5.50	20,000	1.80	10,000	1.85	11,000
平成30年度仮係数時の 標準保険税率等	6.77	38,494	2.35	13,305	2.06	15,344
差	1.27	18,494	0.55	3,305	0.21	4,344